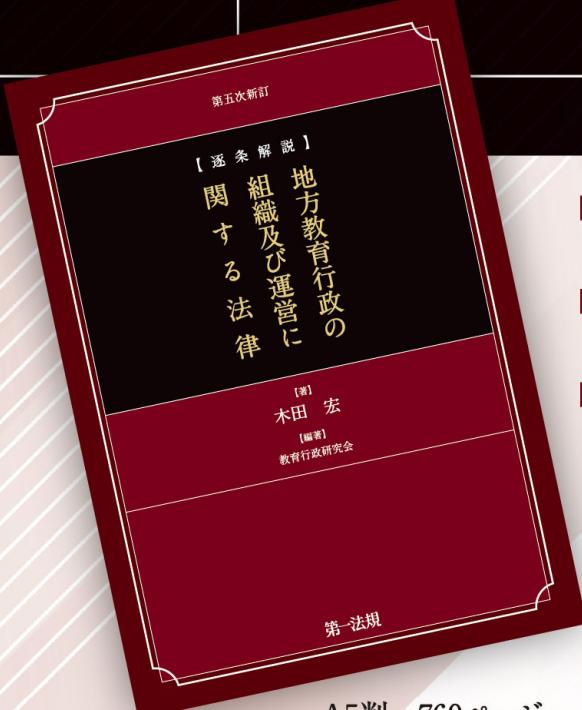


令和5年4月1日施行 の条文に完全対応！

逐条解說

地方教育行政の組織 及び運営に関する法律

木田 宏【著】 教育行政研究会【編著】



A5判・760ページ
定価4,950円(本体4,500円+税10%)

組見本

注解

第47条の4 386

1

3
一辺説教風をもつて室長に向うことがあるときの他特別の事情があるときを設置して事務の共同処理を行う学校の事務職員に経験の浅い職員ばかりで適任者がいない場合には、例えば、事務室が置かれる学校の校長が室長を兼ねることなどが想定される

注 一 「事務職員がつらうる事務その他の事務」については、事務職員が処理することとされている事務のほか、例えば自治法等により、教職員の共同事務の執行等による事務の一部等に委託される予算執行事務等の校務も含まれる。なお、教務以外の事務を共同事務の執行等とすることは想定していらない。

二 「共同処理する」とはが該事務が効率的な処理に資するものとして政令で定めるもの)については、本法施行令第七の二において、①教務、教員その他備品・共同購入費の支拂い事務の②教職員給与及び旅費の支給にに関するものとして教育委員会規則で定めるものと規定している。

三 共同処理する事が効率的な処理に資するものとして教育委員会規則で定めるものと規定している。

六 賃費負担教職員の服務は、市町村教育委員会が監督する(法四三一)ことから、市町村の学校の事務職員及び共同学事務室の職員に対する服務監督権については、いずれも市町村教育委員会が属する実際の服務監督については、はたる場所においては、所属する学校の監督等、共同学事務室の職務については、はたる場所においては、室長の監督権を受けることとなる。業務外における信用失墜行為等の監督責任については、校長も室長も責任を負うことはない。

なお、平成二九年度の改正時に、教職員定数の算定に関する件件の改正として、小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課題について、共同学事務室が置かれている場合に事務職員の特例加算を行うことができるところとされた(義務教育学校標準法第一五「九」及び同法施行令七)。

公私立中学校の事務職員は、西野豊氏は「一枚端たる業人」であり、「平成二八年五月」に「公私立中学校の事務職員を専らの仕事とし、公的の学校における事務業務を共同実施する」という目的で実施するかは、学年運営会を考慮する上で大きな課題であった。その後の方針は、地方教育行政が在り方に置いて、おもて、学校事務・業務の共同実施を推進するための方策を検討するとして提案された。その後、学校事務の共同実施に関する事務職員の加入が普及してきた。共同実施の形態については、例えば、「一回程集まって業務を行なう方法」や「各校の事務業務を集中配置するもの」など、各教育委員会において自主的に運用されていたが、その様態は概ねであり、共同実施を行う事務職員が暖昧であったといった課題があった。このような背景を踏まえ、平成二九年に本法を改正し、「共同学校事務室を制度化すること」として、共同実施を行う場所の服務監督に係る主任・権限關係や服務範囲の明確化を図ることとした。共同学校事務室において複数の職員が業務を遂行することで、ミスや不正の防止、学校間の事務処理の標準化、OJTの実施による事務職員の育成及び質能の向上などを通じて事務処理のさらなる効率化が期待されるところである。

なお、本条の制定と同法改正（義務教育諸学校等の学校の充実及び運営の改善等に関する法律（平成二九年法律第二号））において、学校における唯一の「福利・財務等に通じる専門職」である事務職員の役割について「事務を従事する」から「事務をつかさどる」に変更された。

改正経過

参考条文

成ニテ九年法律第一九号「地方公務員法及び地方自治法」の一部を改め
四七条の三に織り上げ、本条を追加。
もののは、共同学校事務室の室長及び職員に関し必ず
共用処理するその事務職員をもつて充てる。ただ該
職員は、あるときその他特別の事情があるときは、
できる。

第三章 第二節 第四十九条の四
教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、
その指定する二以上の学校に係る事務
第三条、第四十九条の八、第六十一条第一項及び第五十九条第一項
の規定による事務官がつかさどる事務その他教科書をもつて共同処理
組合として、当該指定する二以上の学校のうちいずれか一の学校に、共
きる。
共同学校事務室に、室長及び所要の職員を置く。
室長は、共同学校事務室の室務をつかさどる。

番号を付けたキーワードを 後述の **注解** で解説

 DAI-ICHI
KOKI

第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihioki.co.jp>

Tel. 0120-203-694

✉.Fax. 0120-302-640

総 目 次

〔解説編〕

序 章 理念・概要・関係諸法律

第一章 総則

第二章 教育委員会の設置及び組織

第一節 教育委員会の設置、教育長及び委員並びに会議

第二節 事務局

第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限

第四章 教育機関

第一節 通則

第二節 市町村立学校の教職員

第三節 共同学校事務室

第四節 学校運営協議会

第五章 文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係等

第六章 雜則

附 則

【補遺】

〔法 令 編〕

法律・政令／通達等／法制意見

〔附 錄〕

教育委員会の歩み／教育委員会制度に対する各種審議会の意見等／諸外国の地方自治制度 等

第五次新訂に当たって（抄）

今日、教育行政を取り巻く社会状況が大きく変化するなかで、教育行政も転換期を迎えており、新型コロナウイルス感染症の流行により、学校においても感染症対策に留意しつつ教育活動を行うことが必要となった。また、学校におけるデジタル化の推進により、一人一台端末が整備され、数年前とは授業風景も大きく様変わりしている。

このほか、いじめや虐待事案への対応、教職員のなり手不足や学校における働き方改革等の早急に取り組まなければならぬ課題もある。また、人生100年時代を迎え、「学び直し」の重要性が指摘されるなど生涯学習や社会教育の振興もより一層重要な要素となっている。

また、多様化・複雑化する課題に適切に対応していくためには、教育委員会において外部との連携を図っていくことが必要である。折しも、本年4月からこども家庭庁が発足し、今後、同庁の下でこども政策が一元的に推進されていく中で、地方教育行政においても、総合教育会議等を通じて首長との間での連携を図り、福祉部局等の他の行政分野との融合を図っていくことがより一層求められている。

教育委員会は引き続き教育行政の最前線で、これらの課題に向き合っていく重責を担うこととなる。（中略）教育行政を取り巻く状況が日々変化するなかにおいて、着実に教育行政を推進していくためには、本法に規定する諸制度の基本をしっかりと把握し、運用の幅と限界を踏まえることが求められる。

本書は、（中略）これまで故木田宏先生をはじめ文部省（文部科学省）の諸先輩方の見識をもとにまとめられ、版を重ねるなかで多くの教育行政関係者に活用されてきたものである。今回の改訂で第五次改訂となるが、今回の改訂では、従来の解説を継承しつつ、第四次改訂以降の改正を踏まえた内容への更新を行った。

本改訂版が引き続き多くの教育行政関係者の目に触れ、地方教育行政の一層の発展に資すれば幸いである。

令和5年1月

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長 堀野 晶三

詳細・試し読み・お申込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>

→ 第一法規

検索

CLICK!



キ リ ト リ 線

申込書（第一法規刊）

逐条解説 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第五次新訂

●定価 4,950円（本体4,500円+税10%） [コード 091355]

申込部数

部

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、
そのままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX.0120-302-640

書店印

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。
また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。

*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

（いずれかを✓で選択ください。） 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料) の合計が	1万円以下の場合、330円（税込） 3万円以下の場合、440円（税込） 10万円以下の場合、660円（税込）	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払ください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。
--	--	--

年 月 日

ご住所

機関名

部署名

□公用
□私用

フリガナ
ご氏名

TEL

—

@

お客様の個人情報の
取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(<https://www.daiichihioki.co.jp/support/contact/contact.php>)かフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル 0120-203-696 FAX.0120-202-974